

◎「四季をあらわす身近な景観」

寒い日が続いていますね。今年ももうあとわずかとなりました。今回は、四季を感じさせる身近な田原市の景観について、ご紹介します。

12月といえば、クリスマスですね。先月の初め、田原市の中心部で巨大ツリーとLED照明の電飾照明が点灯しました。



この季節ならではの景観は、幻想的な空間を演出しています。最近では、中心部の冬の風物詩になっていますね。

今年は、駅前の道が開通し、はなとき通りから駅前までのイルミネーションが繋がったため、いつもと違った雰囲気を見ることができます。

このイルミネーション、もともと中心市街地の賑わいを創出する目的で行われている事業で、地元商店主らにより組織された、まちなか賑わいづくり実行委員会や田原旭町通り商店街協同組合などが企画・運営を行っています。地域の皆さんが協力しあって、今の景観が作られているんですね。

今ある景観を保全することも大切ですが、今の雰囲気にあった新しい景観をつくることも大切です。

組織をつくって新しい景観をつくるにはたくさんの人の協力や費用を必要とします。一人ひとりが身の回りを意識し、少しでも協力することが、景観まちづくりの第一歩になります。

皆さんも景観まちづくりに取り組みましょう。



みんなで取り組む防災・減災

しろちゃん

防災知恵袋 9

避難について

こんにちは、しろちゃんです。災害時に、市が「避難勧告」や「避難指示」などを発令する場合があります。自らの身を守るためには、これらの意味や違いを事前に理解しておくことが重要です。

◆避難行動とは

災害から命を守るための行動です。避難場所への避難だけでなく、家屋内にとどまって安全を確保することも避難行動の一つです。

●立ち退き避難

避難場所や高い建物などの安全な場所へ移動する避難行動

●屋内安全確保

建物内の安全な場所で退避する安全確保行動

◆避難情報の流れ

①避難準備情報

避難行動に支援が必要な方や、時間を要する方は避難行動を開始してください。それ以外の方は、家族などへの連絡、非常持出品

の用意など避難の準備を開始してください。

②避難勧告

安全のため、早めの避難行動を勧めるものです。

③避難指示

被害の危険がせまっています。速やかに避難行動をとってください。津波災害は、一刻も早い避難が必要なため、基本的には「避難指示」のみを発令します。

◆災害発生のおそれがあるときは

気象庁が発表する気象情報や、市が発令する避難勧告などの情報の把握に努めましょう。

◆避難勧告等の伝達手段

防災行政無線、安心・安全ほつとメール、広報車などお知らせします。

※避難所に避難する場合は、非常持出品を持って避難しましょう。

▼防災対策課 ☎23局3548

